

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***2022. 11. 16**☆

60 歳からの人生を準備する

【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

続・「参考にする」と「その通りにする」の違い 相続編

発行者：牧野 F P 事務所合同会社代表社員 牧野寿和

牧野 F P 事務所公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***通算第 522 号***☆

<目次>

- ◆ 今週のテーマ
- ◆ 今週のポイント
- ◆ 編集後記
- ◆ 「人生の添乗員 (R)」牧野寿和のプロフィール

:

- ◆ 今週のテーマ

続・「参考にする」と「その通りにする」の違い 相続編

:

先回は、家計に影響を及ぼす、
「参考にする」と「その通りにする」の違いについて、
考えました。

今回は、家計にも影響を及ぼすこともある、
意外に身近な相続について、
考えてみます。

記事の構成は次の通りです。

1. 相続の基本

2. 相続での「参考にする」と「その通りにする」
3. もめる相続ともめない相続
4. 相続には準備がいる

1. 相続の基本

たとえば、両親とその子供がふたりいる家族で、もし、父親が亡くなったとします。

相続する資産として、「現金」や銀行の「預貯金」、上場企業の有価証券、土地や家屋があったとします。

「現金」や銀行の「預貯金」は、残高の金額を、また、上場企業の有価証券や土地や家屋は、今いくらで売れるか、つまり、現在の資産価値に置換えた金額を、

民法に定められた割合で、母親と子どもで分割すればいいのです。

遺産の分割のしかたは、民法で定められているように、その父（「被相続人」という）の遺産は、母親（「相続人」が1/2、子ども「相続人」が1/2の半分ずつ1/4の割合で均等に分割して相続します。

父親の後に母親も亡くなったら、子どもは、1/2ずつ均等に分割して相続します。

2. 相続での「参考にする」と「その通りにする」

前回、この記事で見てきたように、収入が同じような家庭でも支出の内容が違うように、

まったく同じ家計の世帯はありません。

しかし、人のやっていることを、
「参考にする」ことや
「その通りにする」ことはありました。

相続に関しても、
「参考にする」ことや「その通りにする」
ことはあります。

「その通りにする」ことでは、
被相続人の遺産をそれぞれの割合に応じて、
均等に分割することです。

しかし、相続する家族ごとに、
「その通りにする」ことができない、
事情もあります。

遺産分割で争うようなことになるときは、
この均等に分けることが論点に、
なることも多いです。

従って、もめごとが起こりそうな遺産を
相続する時には、
事前に、いかにもめないようにするか、
また、すべての相続人が
納得のいく円満な相続をするか、
過去の事例を「参考にする」は大切です。

3. もめる相続 とめない相続

現在、相続をして相続税の納付が必要なのは、
相続税基礎控除額の
「3000万円+600万円×相続人」算出された以上の
遺産を相続するときです。

上述のような父親の遺産を母親と子ども2人で

相続するなら、
3000 万円+600 万円×3 人=4800 万円
4800 万円より多額の遺産を相続するときです。

ところで、相続税のかからない相続はもめないか、
というと、そうでもないようです。

参考資料として、
裁判所 HP「司法統計年報家事事件編（令和元年）」を、
みてみます。

家庭裁判所で、遺産の価値が
5000 万円以下の相続での調停が、
7224 件のうち 5545 件と
全体の 3/4 をしめています。

相続税のかからないと思われる相続の方が
相続税がかかるであろう相続より、
調停の件数が多いのです。

ちなみに、一番多い調停案件は、
「現金」で「土地・建物」と続きます。

4. 相続には準備がいる

このように、相続をするときに、
民法通り「その通りにする」にすれば、
いいように思えるのですが、
できないことも多いのも事実です。

その理由は、
相続人が、遺産分割案を拒むときや、
また、相続人は分割案を受入れても、
その配偶者や子どもなどが口をはさむことで、
争いごと「争族」に発展することもあるのです。

従って、〇〇さんのところの相続と同じように

自分たちも相続することは難しいのです。

「参考にする」ことはできても
「その通りにする」ことはできないのです。

相続をする側、される側が、
納得いくように十分な準備期間と、
相続する親の決断が必要なのです。

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:

◆ 今週のポイント

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:

やはり相続は親の責任です！

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:

◆ 編集後記

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:

誰と誰とが仲たがいしているのか、

具体的にどんなことで争っているか、

といったような、

お付き合いのない近所の争族のはなしを

耳にすることがあります

理由はよくわかりません！？

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:

◆ 「人生の添乗員 (R)」 牧野寿和のプロフィール

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる
公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー
創業 19 年目
1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）
以外は、名古屋で居住。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。
業務で世界各地を廻っていた時、
日本の方と他国の方々の
お金との付き合い方の違いを感じていた。
そんな時渡米した折に、
初めてファイナンシャルプランナーの
存在を知り、
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。
2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。
これまでに、
延べ 1100 件以上の様々な相談に対応。

相談者へのプランニングの助言と提案を
主な業務とし、
相談者に、安心できる生活が送れるように、
丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・ NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）
協会 CFP（R）認定者
- ・ 1 級ファイナンシャル・プランニング技能士
（資産設計提案業務）
- ・ 福祉住環境コーディネーター
- ・ 総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ～テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！」

頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより愛知、岐阜、三重県、首都圏や関西にもリモートでお会いする機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」は、他人を気にすることなく、相談者ご自身にとって有益な提案を心がけています。

◆ 【人生の添乗員（R）】からのワンポイントメッセージ

発行：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

◆登録・解除は、ご自身でお願いいたします
こちらから出来ます
<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

◆本メルマガに関するご意見・お問い合わせは
こちらまでお願いいたします
E-MAIL：makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野FP事務所合同会社
公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

◆記事内容に関してのトラブル等について当方では
一切責任を負いかねます
ご自身の責任でご判断下さい

「人生の添乗員」「人生の行程表」は、
牧野寿和の登録商標です
